

情報名

米国、英国、オランダ、シンガポールの税制改正動向 ~ 概要および企業への影響

ニュースソース

EY税理士法人

## ニュースレター

2017年12月22日、米国税制改革(「The Tax Cuts and Jobs Act」)が、トランプ大統領の署名を経て正式に成立しました。本ニュースは、上下両院で可決された最終法案を基に、SMBC Breaking News 17-14号(2017年12月15日)中の米国税制概要を更新したものです。

米国以外の国でも、税制改正案を含む新年度の国家予算案が順次公表されていますが、企業が海外事業を展開するにあたって、関連国の経済政策や税制改正は、運営方針の策定や各種判断を行う上での材料となり得ます。以下からは、EY税理士法人の執筆による米国・英国・オランダ・シンガポールにおける直近の税制改正動向の紹介となりますので、ご参考ください。

### < EY税理士法人 >

#### 1. はじめに

トランプ政権による米国の大型税制改革が世界的な注目を集めており、英国やオランダなどの各先進国でも来年度予算案(税制改正案)の発表が行われています。米国税制改革法案は、2017年12月15日に上下両院案が一致法案としてまとめられ、2017年12月22日に大統領署名が完了しました。その他各国の動きについても、今後の審議は流動的であるものの、税制改正案の公表によりその方向性が明らかになりつつあります。

本ニュースレターでは、米国、英国およびオランダの3ヵ国における税制改正の最新動向を比較することにより、国際的な課税の潮流を確認しつつ、今後日本の税制に影響を与える可能性があるものについて詳細をお届けします。また、日本企業がタックスプランニングを行う上で重要な国であるシンガポールの税制改正動向についても併せて簡単に紹介します。

なお、本ニュースレターは2017年12月22日時点の情報に基づき記載するものであり、本ニュースレターに記載する法案がそのまま法律として可決されない可能性がありますので、予めご了承ください。

#### 2. 各国税制改正のサマリー

米国、英国およびオランダにおける主な税制改正案は下表の通りです。

法案	米国	英国	オランダ
2017年12月22日時点のステータス	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下両院案が一致法案(12月15日)としてまとめられ、議会通过(12月20日)、大統領署名完了(12月22日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋季予算案(11月23日)および財政法案(12月1日)がそれぞれ公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算案(10月10日)公表</li> </ul>

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

法案	米国	英国	オランダ
法人税率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦法人税率を21%に引き下げ(現行制度は最高35%)</li> <li>2018年課税年度より適用開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税率を19%から17%に引き下げ</li> <li>2020年4月1日より適用開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人税率を2021年までに25%から21%に順次引き下げ</li> <li>課税所得20万ユーロ未満に適用されるステップアップ税率(軽減税率)を2021年までに20%から16%に順次引き下げ</li> </ul>
欠損金の繰越控除(NOL)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年課税年度以降に発生するNOLの繰越期限廃止・繰戻撤廃</li> <li>2018年課税年度以降NOL使用額を課税所得の80%上限</li> </ul>	(N/A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>NOL繰越期限を9年から6年に短縮</li> </ul>
過大支払利子税制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>Adjusted Taxable Income(2021年課税年度まではEBITDA類似、それ以降はEBIT類似)の30%を超える純支払利息の損金不算入</li> <li>既存のアーニングス・ストリップ規定(163(j))は撤廃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連者の定義見直し</li> <li>調整後所得の定義の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年1月以降に過大支払利子税制を実施</li> <li>純借入費用の損金算入をEBITDAの30%または100万ユーロのいずれかを上限とする</li> </ul>
固定資産および知的財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間内に取得される事業用資産の即時償却</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル経済発展に伴う無形固定資産規則の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産に関する優遇税制(イノベーションボックス税制)において認められた研究開発活動からの利益に対する法人税率を5%から7%に引き上げ</li> </ul>
配当・利子・使用料に対する課税(法人税・源泉税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>10%以上出資する海外子会社からの配当免税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料に係る源泉徴収課税対象の範囲拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の要件の下で配当源泉税を廃止</li> <li>低税率国の居住者法人に対する利子および使用料に係る源泉税導入</li> </ul>

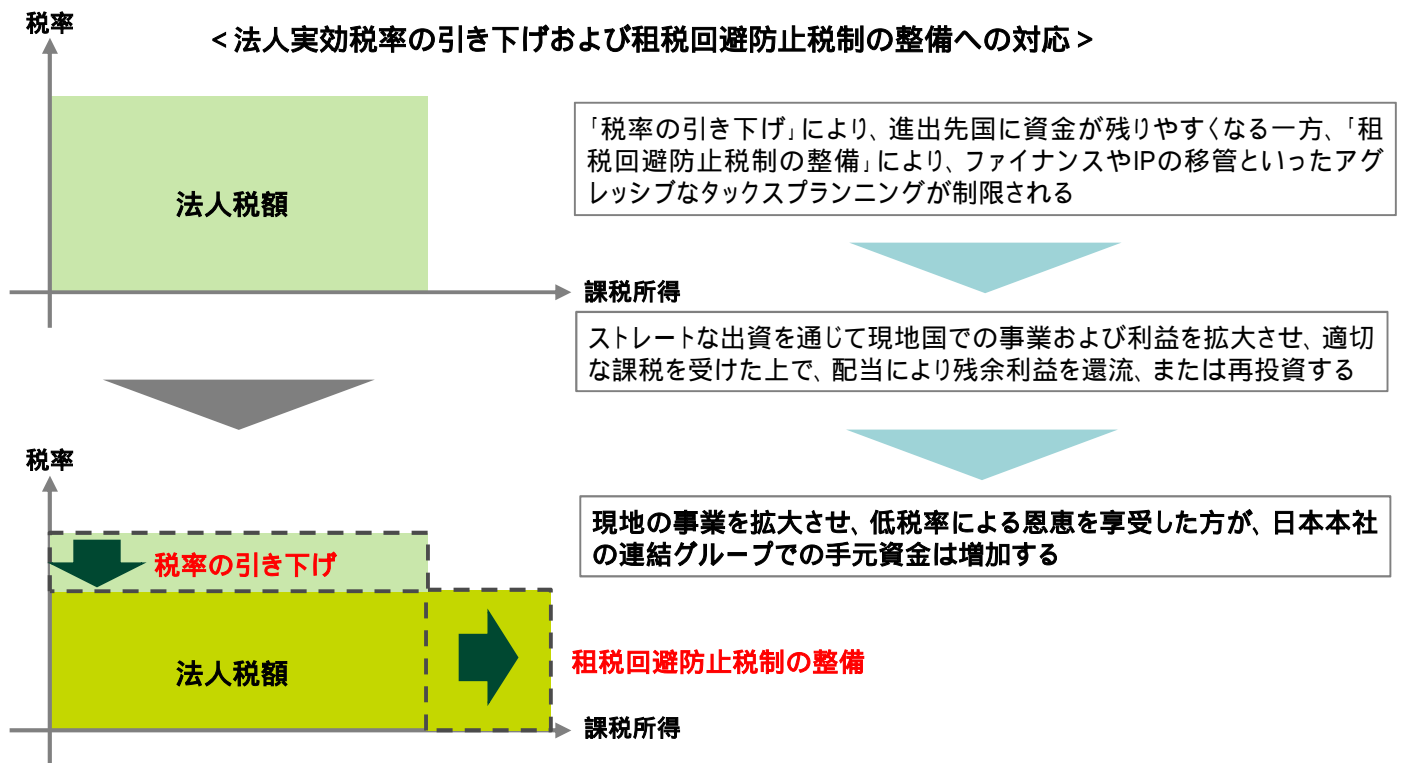
当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

### 3. 本邦税制改正への影響

詳細は後述しますが、先進3カ国およびシンガポールにおける税制改正案を比較すると、自国の国際競争力の強化および租税回避策防止等の国際的潮流を汲んだ改正の動向が見て取れます。

例えば法人税率では、3カ国ともに引き下げが予定されており、特に米国の連邦法人税率を21%へ引き下げるとする案は、現行が最高35%の累進課税であることを鑑みると、抜本的な改革であると言えます。米国の国際競争力を高めるというトランプ政権の明確な指針の下、米国外に拠点をおく企業の米国回帰が進むことも予想されます。ここ数年、日本でも法人実効税率の引き下げが実施されており、平成28年度税制改正により、法人実効税率が20%台となりました。法人実効税率の引き下げによる国際競争力の強化は、現政権の成長戦略の目玉でもあり、今後も設備や人的資本への投資減税を用いて、企業の税負担を減少させる施策の導入も予想されます。

なお、法人税率の引き下げが、必ずしも企業の税負担軽減に直結するとは限らない点に留意が必要です。今回取り上げる国々も含め、「表面税率の引き下げ」および「租税回避防止税制の整備」を同時に実施する動きが国際的に確認されます。すなわち、企業誘致のため、法人税率の引き下げによるインセンティブを設ける一方で、資金の国外還流を制限する、後述の過大支払利子税制をはじめとした租税回避防止税制の整備を進める傾向が見て取れます。例えば日本企業が他国の税制を詳細に理解することは容易ではなく、明確な指標としての法人税率のみをベースにタックスプランニングを検討し、進出先国を決定した結果、税負担は軽減されたものの、租税回避防止税制により国外への資金還流に制限が課されるケースが少なからず見受けられます。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

上記に関連し、米国およびオランダにおいて、過大支払利子税制(アーニングス・ストリップング・ルール)の改正が予定されている点にも留意が必要です。2015年10月、OECDのBEPSプロジェクト最終報告書が公表されたことにより、各国BEPSプロジェクトを念頭においた税制改正が進められています。日本では、電子経済に係る税務上の課題への対応(行動1)や多国籍企業の企業情報の文書化(行動13)など、既にいくつかのBEPSプロジェクトに伴う法改正が実施されており、行動4における過大支払利子税制についても、近い将来改正が見込まれます。具体的には、米国の税制改正案にも見られるように、調整所得金額の定義拡大や比率ルールの変更(現行の50%からBEPSプロジェクトで提言される10%~30%)が想定され、支払利息の損金算入制限が現行税制と比べて厳しくなる可能性があります。なお、英国では、既に2017年度の税制改正において過大支払利子税制の見直しが行われており、今回の税制改正による変更は軽微なものであることが予想されます。

## 4. 各国税制改正の概要

上記の税制改正比較表内の項目のうち、特に重要であるものや、日本企業への影響が大きいと考えられるものについて、概要を紹介します。(2017年12月22日時点)

### (1) 米国税制改正の概要

#### a. 連邦法人税率の引き下げ

- 現行制度では、最高35%の累進課税制度を採用。法案では一律21%に引き下げ。
- 2018年1月1日以後開始事業年度より適用開始。
- 12月決算法人以外においては、内国歳入法15条に基づき、Blended Rate(混合税率)が適用される可能性あり。具体的には、3月決算法人の2018年3月期については、2017年4月1日から2017年12月31日まで(275日)は既存の税率(35%と仮定)、2018年1月1日から2018年3月31日まで(90日)は新税率21%を適用したとして、日数按分により以下のように計算を行う。

$$\begin{aligned} &2017年4月1日 \sim 2017年12月31日 (35\%と仮定) : 275日 \quad 35\% \times 275日 \div 365日 \\ &2018年1月1日 \sim 2018年3月31日 (21\%) : 90日 \quad 21\% \times 90日 \div 365日 \\ &2018年3月期の税率 : \quad + \quad = 31.54\% \end{aligned}$$

#### b. 過大支払利子税制の見直し

- 「Adjusted Taxable Income」の30%を超える純支払利息は損金不算入。
- 「Adjusted Taxable Income」の定義は、2021年課税年度まではEBITDAに類似し(下院案)、それ以降はEBITに類似(上院案)。
- 新規則ではローンの貸し手を限定していないことから、関連者以外からのローンに対する支払利息についても損金算入が制限される。
- 上下両院案で導入が示されていた多国籍企業グループの純支払利息損金算入制限は、最終法案において撤廃。

## (1) 米国税制改正の概要(続き)

### c. Base Erosion Minimum Taxの創設

- 国外関連法人への支払いに対するペナルティー課税制度「Base Erosion Minimum Tax」(注)を創設。
- 「Base Erosion Minimum Tax」では、50%超の資本関係を有する国外関連法人に対して一定の支出を行う場合、当該支出を損金に算入しないで計算される修正後課税所得に10%を乗じた金額が通常の税額を超える部分を、ミニマム税として課税。
- 下院案で導入が示されていた「Excise Tax」は、最終法案において見送り。

### d. 海外留保所得課税

- 一定の外国子会社の累積配当原資額(2017年11月2日または2017年12月31日時点のどちらか大きい方の金額)に対し15.5%のみなし配当課税(事業資産に再投資されている場合は8%)。
- 部分的に外国税額控除の適用が可能。

### e. 代替ミニマム税(AMT: Alternative Minimum Tax)の撤廃

- 上院案では継続とされた代替ミニマム税(AMT)は、下院案に準じ、法人税に係るAMTにつき撤廃。
- 個人所得税に係るAMTは免除対象を拡大の上継続。

### f. 個人所得税率の見直し

- 上院案に準じ、現行の税率区分を下記の通り再編。
  - 現行: 10%、15%、25%、28%、33%、35%、39.6%
  - 最終法案: 10%、12%、22%、24%、32%、35%、37%

(弊行/注) Base Erosion and Anti-Abuse Tax (BEAT)

## (2) 英国税制改正の概要

### a. 法人税率の引き下げ

- 現行の法人税率19%から、2020年4月1日以後開始事業年度より17%へ引き下げ。
- 英国法人税率は、現在も日本のタックスヘイブン対策税制におけるトリガー税率を下回っているが、平成29年度税制改正における新タックスヘイブン対策税制においても引き続き、適用免除税率を下回る点に留意が必要。

### b. デジタル経済の課税

- 法人税とデジタル経済に関するポジションペーパーが公表される予定。これにより、英国国内向けのデジタル販売をターゲットにした課税措置として、英国における租税回避を防止した迂回利益税(DPT: Diverted Profits Tax)等の既存の税制に追加措置が講じられる可能性あり。

### c. 使用料(ロイヤルティ)に係る源泉徴収課税の対象拡大

- 英国非居住者に対するロイヤルティの支払いに係る源泉税について、現行制度上、ロイヤルティが英国源泉所得である場合にのみ課税対象となる。改正案では、英国内の売上に関連して生じたロイヤルティのうち、低税率国または無税国居住者への支払いについても源泉税が課税される予定。

## (3) オランダ税制改正の概要

### a. 法人税率の引き下げ

- 現行の法人税率25%から、2019年に24%、2020年に22.5%、2021年以降は21%まで引き下げ。
- 現行では、課税所得20万ユーロ未満の部分に対して、軽減税率20%が適用。改正案では、2019年に軽減税率を19%、2020年は17.5%、2021年以降は16%まで引き下げ。

### b. 配当源泉税の廃止

- 配当にかかる15%の源泉税を2020年に廃止。ただし、濫用的な状況下および低税率国居住者法人に対する配当は、課税対象となる可能性あり。

### c. 利子およびロイヤルティへの源泉税

- 上記bに関連し、2020年に濫用的な状況下および低税率国居住者法人に対する利子およびロイヤルティへの源泉税を導入。

### d. 過大支払利子税制の見直し

- 改正案における過大支払利子税制では、EBITDAの30%を超える支払利息は損金算入の制限対象。なお、100万ユーロまでの支払利息は制限対象とはならない。

## (4) シンガポール税制改正の概要

シンガポールにおける予算案公表は例年2月から3月に行われるため、本ニュースレター執筆時点では来年度における予算案は未発表ですが、最新の動向として、2017年9月11日に所得税改正案が議会で提出されました。

### a. 費用分担契約(CSA)に基づく研究開発

今夏に提出された2017年度予算案では、適格研究開発プロジェクトにおいて発生したCSAに基づく研究開発費について、一般的な損金算入ルールの適用に代えて、その支出額の75%が損金算入可能とされていました。しかし、予算案公表後に行われた公聴会を経て、2018年度よりCSAに基づく支払いを自由化するとの変更がなされました。また、2018年度から2025年度にかけて、CSAに基づいてシンガポール国内で行う適格研究開発費について、その支出額の50%追加控除が認められ、さらに、国外のCSAに基づく適格研究開発費について、2018年度のみ更なる追加控除(300%)が認められるとされています。

## 5. おわりに

以上に確認したとおり、各国特有の税制改正項目があるものの、法人税率の引き下げなど足並みが揃っている改正項目もあり、一定の国際潮流が確認できます。税制改正、とりわけ企業に魅力的な税制の整備は、自国の国際競争力に直接的または間接的に影響を与えることから、米国やオランダなどでは、新政権の意向がそれぞれの国の税制改正案に強く反映されていると考えられます。

一方で、パナマ文書やパラダイス文書を契機として、租税回避に対する世界的な監視の目はより厳しくなっていると考えられ、またBEPSプロジェクト等の国際的な同意の存在により、各国において租税回避への対策が早急に求められています。

日本においても今回取り上げた国々と同様の税制が整備される可能性があり、税制改正案が公表されてから対応を検討せずとも、国際潮流や各国税制改正の動向を事前に理解することで、タックスプランニングの検討に十分な準備期間を設けることが可能となると考えられます。

なお、各改正項目の内容やその適用時期については不確定な要素が多く含まれることから、今後の動向を引き続き注視する必要があります。

### Ernst & Young(EY)について

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

お問い合わせ先 株式会社 三井住友銀行 グローバル・アドバイザー部 企画グループ Tel : 03-6706-5616

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。